

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への 国民健康保険料の減免について Q&A

## 【1. 申請について】

Q1-1. 減免申請は郵送でも可能ですか。

(回答)

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、郵送による申請をお願いいたします。  
熊本市のホームページから申請書をダウンロードして、ご使用ください。

なお、申請書を印刷することができない場合は、申請書をお送りいたしますので、  
『こくほ・こうきコールセンター』までご連絡ください。

■ こくほ・こうきコールセンター：096-326-5900

Q1-2. 減免申請書は、どこに提出したら良いですか。

(回答)

住民票の住所の区役所区民課へご提出をお願いいたします。

【中央区役所区民課】 〒860-8618 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

【東区役所区民課】 〒862-8555 熊本市東区東本町 16 番 30 号

【西区役所区民課】 〒861-5292 熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号

【南区役所区民課】 〒861-4189 熊本市南区富合町清藤 405 番地 3

【北区役所区民課】 〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238 番地 1

Q1-3. 平成31年度（2019年度）と令和2年度（2020年度）国民健康保険料の  
減免申請をしたいが、申請書は2枚提出する必要がありますか。

(回答)

減免申請書は1枚で結構です。

Q1-4. 令和元年中（2019年中）の収入・所得について、まだ申告をしていません。  
この場合、減免申請はできますか。

(回答)

減免には、令和元年中（2019年中）の収入と令和2年中（2020年中）の見込み収入の比較が必要です。

被保険者（擬制世帯主含む）の中に未申告者がいる場合は、減免の判定ができません。

そのため、令和元年分（2019年分）の所得の申告をしてから減免の申請をお願いいたします。

Q1-5. 申請期限を教えてください。

(回答)

令和3年（2021年）3月31日

Q1-6. どのような世帯が対象ですか。

(回答)

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入または山林収入の減少が見込まれ、次のア～ウまでのすべてに該当する世帯  
《要件》
  - ア. 令和2年中の給与収入、事業収入、不動産収入または山林収入のいずれかが、令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること
  - イ. 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - ウ. 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

Q1-7. 事業等の廃業または、失業したことについて証明する書類は、どのようなものですか。

(回答)

【廃業の場合】 廃業届出書の写し

【失業の場合】 離職票、退職証明書、雇用保険受給資格者証の写し

## 【2. 減免の要件について】

Q2-1. 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(回答)

基本的に、世帯主を指します。なお、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合は、その方が「主たる生計維持者」となります。

Q2-2. 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。

(回答)

医師の死亡診断書により確認いたします。

Q2-3. 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

(回答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書により確認いたします。

Q2-4. 住民票上の世帯主は父で年金収入のみです。一緒に暮らしている自分の収入が減少しています。減免の対象になりますか。

(回答)

住民票上の同一世帯員であれば、主たる生計維持者として減免できます。

Q2-5. 新型コロナウイルス感染症の影響で内定が取り消されました。  
減免の対象になりますか。

(回答)

減免の対象になります。(減免対象要件(Q1-6.2)のすべてに該当した場合)

採用取消通知など、内定が取り消されたことがわかる書類を添付してください。書類がない場合は、国民健康保険料減免申請書の【収入が減少することになった経緯】欄に、その事情を記入してください。

Q2-6. 新型コロナウイルス感染症の影響で就職活動ができません。  
減免の対象になりますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の影響で就職ができず、下の要件に該当する場合は対象になります。

《要件》

- ア. 令和2年中の給与収入、事業収入、不動産収入または山林収入のいずれかが、令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- イ. 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ウ. 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

なお、令和元年中(2019年中)の所得が0円またはマイナスであった場合は、減免になりません。

Q2-7. 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症自体や、その拡大防止のための措置による影響を受けたものを指します(直接的か間接的であるかは問いません)。

新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇や令和元年中の離職が原因である場合等)を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q2-8. 令和2年中の見込み収入はどのように算出すればよいですか。

(回答)

令和2年1月から申請の前月までは実額をご記入ください。申請月から12月までは、見込み収入を足し合わせて算出します。

申請月以降の見込み額については、申請時点の実情から算出してください。

例えば、令和2年1月から申請月までの収入額の平均などから算出する方法も考えられます。

Q2-9. 要件の中の「事業収入等」に、株の取引による収入は、含みますか。

(回答)

事業収入等とは、給与収入、事業収入（営業収入、農業収入）、不動産収入、または山林収入のいずれかの収入になります。株の取引は、含みません。

Q2-10. 源泉徴収票を見ていますが、収入はどの部分になりますか。

(回答)

収入金額は「支払金額」欄、所得金額は「給与所得控除の金額」欄になります。

Q2-11. 確定申告書の控えを見ていますが、減少が見込まれる収入(給与収入、事業収入、不動産収入または山林収入)はどの部分になりますか。

(回答)

【確定申告書 B】第一表：収入金額等欄㊶営業収入㊷農業収入㊸不動産収入㊹給与収入  
第三表：収入金額等欄㊺山林収入

Q2-12. 給与収入は 30%以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入は、減少しません。  
2つの収入を合計した場合には、前年比 30%以上の減少にはなりません。減免の  
対象になりますか。

(回答)

対象になります。

事業収入（営業収入、農業収入）、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年比 30%以上の減少が見込みであれば、要件に該当します。

ただし、減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以上であれば、該当しません。

Q2-13. 事業収入について前年比 30%以上の減少見込みなのですが、令和元年中は、  
必要経費の額が多く、事業所得は 0 円でした。  
国民健康保険料は減免になりますか。

(回答)

減免の要件には前年比 30%以上の減少見込であっても、減免額の計算において、前年の所得額が 0 円またはマイナスの場合、減免額が 0 円となるため減免することができません。

Q2-14. 令和 2 年中の見込収入額に国や県から支給される「特別定額給付金」などの  
給付金は含みますか。

(回答)

国や県から支給される各種給付金は、収入には含みません。

### 【3. 減免の対象となる保険料について】

Q3-1. 国民健康保険に加入する手続きを令和2年3月に行い、令和元年11月から遡って国民健康保険に加入しました。4月に納付通知書が届き、納期限が4月末となっています。この場合、減免の対象となりますか。

(回答)

全額ではなく、令和2年2月、3月相当分が減免の対象となります。